

人頭分担金を増額する件 (賛 317 > 否 197 ～ 2016 年 規定審議会)

(2013 年 規定審議会にて 15～16 年度 55 ドル。 16～17 年度 56 ドル。)
17～18 年度 60 ドル。 18～19 年度 64 ドル。 19～20 年度 68 ドル (／年)

標準ロータリークラブ定款・クラブ細則の位置づけ

- ・国際ロータリー細則は,
R I に加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採用することと規定している
- ・定款は, クラブの名称および所在地を変更する場合を除き, 規定審議会によってのみ改正できる
(標準ロータリークラブ定款 2016 12 ページ 第22条 改正)
- ・クラブ細則は, 標準ロータリークラブ定款, R I 定款・細則, ロータリー章典と矛盾してはならない

標準ロータリークラブ定款 2013 からの改正点

理事会の議事録について規定する件 (賛 318 > 否 136 ～ 2016 年 規定審議会)
(3 ページ) 第8条 第3節 追加

★クラブの会計を理事メンバーに規定する件 (賛 379 > 否 72)

(7 ページ) 第13条 第4節
→ 会計を, 理事メンバーとするようクラブ細則の改正が必要
* 現在の細則では, 会長, 直前会長, 副会長 (会長エレクト), 幹事を含む8名

★クラブの委員会を規定する件 (賛 238 > 否 213)

(8 ページ) 第13条 第7節 追加
従来, ロータリークラブ細則に記載されていたクラブの委員会について
定款にも明記されることになった
～ 議論の中で, 「広報 (委員会)」から「公共イメージ」に修正された

クラブの目的を定義する件 (賛 236 > 否 217)

(1 ページ) 第3条 クラブの目的 (英文 “P u r p o s e”)
第5条 目的 (英文 “O b j e c t” ～ 旧 綱領) とは別に 新規追加

★入会金に関する箇所を削除 (~~入会金を廃止~~) する件 (賛 232 > 否 228 賛否 拮抗)

(4, 8, 11 ページ) 入会金の文言が全て削除

奉仕の第二部門を改正する件 (賛 254 > 否 210)

(2 ページ) 第6条 奉仕の第二部門 職業奉仕
” 自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために,
クラブが開発したプロジェクトに応えること” を追加

★例会取消の規定を改正する件（賛 272 > 否 222）

（3 ページ） 第8条 第1節（c） 取消規定の追加

“その週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合”（にも）
理事会は例会を取りやめることができる

（従来通り） 理事会は、本項に明記されていない場合でも年に4回まで取りやめることができる。
ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないことがあってはならない。

★クラブ例会と出席に柔軟性を認める件（賛 392 > 否 82）

（2 ページ） 第7条 例会と出席に関する規定の例外 条文追加

- ・定款第8条第1節に，“毎週1回，・・・ 定期の会合を開かなければならない”と規定されているが， 少なくとも月2回の例会を開く限りは，これに従わない規定または要件をクラブ細則に含めることができるようになった
- ・第12条（出席 5～6 ページ），第15条 第4節（終結－欠席 9 ページ）に従わない規定または要件をクラブ細則に含めることができるようになった

★出席免除の規定を改正する件

（6 ページ） 第12条 第3節（a）， 第3節（b）

- ・健康上の理由の他に，“子どもの誕生、養子縁組、里親になること”が追加
- ・“ロータリー歴と年齢の合計が85年以上で，申請した場合”の要件
“（一つまたは複数のクラブで）少なくとも20年の会員歴”と限定

会員身分と職業分類に柔軟性を認める件（賛 386 > 否 75）

（3 ページ） 第9条 会員身分に関する規定の例外 条文追加

（議論の過程で，“職業分類の柔軟性”は撤回された）

ロータリーアクターが正会員となることを認める件（賛 413 > 否 97）

（4 ページ） 第10条 第5節

会員身分の一時保留に関する規定を改正する件

（10 ページ） 第15条 第10節

移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件（賛 452 > 否 53）

（4 ページ） 第10条 第4節 削除

従来型クラブとEクラブの区別をなくす件（賛 355 > 否 145）

（1 ページ） 第2条， 第4条 （2 ページ） 第8条 第1節（a）

（3 ページ） Eクラブ 削除 （5 ページ） 第12条 第1節 Eクラブ 削除

従来型クラブでもオンライン例会を開催することができる，
一方，オンライン例会を主とするEクラブでも
直接顔を合わせて例会を開催することができるようになる

クラブ例会と出席に柔軟性を認める件 討論内容の資料

(第2500 地区 小船井PDG 現地レポートより)

III. クラブ例会

16-21 クラブ例会と出席に柔軟性を認める件

提案者：RI 理事会、第 5450 地区（米国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203 ページ）。

第 6 条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 7 条第 1 節、第 10 条第 1、2、3、4、5 節、第 13 条第 4 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

趣旨及び効果

本制定案は、標準ロータリークラブ定款の新しい第 7 条（現在の第 6 条）、第 10 条（現在の第 9 条）、第 13 条（現在の第 12 条）の例外を認め、各ロータリークラブの細則で例会頻度と出席に関する規定を定めるようクラブに柔軟性を与えるものである。

クラブには以下のオプションが与えられるようになる。

- ・クラブがいつ、どのくらいの頻度で例会を開くか決める。
- ・適切な出席要件を定める。
- ・欠席による終結の方針を修正または削除する。

このような柔軟性がないと、ロータリーでは今後、会員基盤の縮小と高齢化が続く可能性があり、会員減少に歯止めをかけられなくなるほど極端な会員構成となる可能性がある。

（質疑に入る）

（進行についての意見発表）1990 地区、投票の機械の 20～30%が機能していない現実があるので、是非、再投票することを検討いただきたい。

（議長）16-21 を先行させる。

★（修正動議）毎月少なくとも 2 回例会を開催するを追加することを提案したい。

（修正動議への賛成意見）ジョンブラウント（元 RI 理事）

クラブのサポートと強化とクラブの自主性と主体性の尊重を両立することが大事である、またロータリーの中核的価値観を維持しながら少なくとも例会を維持することを確保する多面である。なぜなら、修正前の立法案は年に 1 回の例会でも可能になるのは極端に過ぎる。

（賛成）ロンジャーム会長エレクト⇒理事会として支持したい。

（反対）この立法案のアイデアは柔軟性を与えることであり、毎月 2 回の例会を「強制」してはいけないと思う。クラブの事情にあった例会の確保をさせる柔軟性を維持すべきである。

（意見）この立法案は 3 分の 2 以上の賛成が必要なのでは？

（定款細則委員会）RI 細則に準拠する。（過半数投票）

（賛成）ロータリーの例会は親睦をはじめとしたクラブ会員が集まり活動をする前提で動いているので、明確に 2 回以上の例会を開催することに問題はないと考える。柔軟性は「なんでも OK」を許すものではない。

(意見) 試験的プログラムとの整合性はどうなのか?

(事務総長) 試験的プログラムは成功裏に継続されている。

(修正案への賛成意見) アルゼンチン、ロータリーの未来を考えるのなら変化を恐れてはいけない。

クラブの多くは例会を開催していない。長期のパケーションで2か月例会を開催しないクラブが垂存在している。

☆ (反対) この修正案は他の奉仕団体を同じことになる。ライオンズは月2回の例会をしているが会員数は増加していない。ロータリーは今までの例会を維持するべき。

(賛成) 完全なる自由よりも何らかの制限をすることが大事である。

★ (修正動議の終了動議を受けて修正動議の採択)

(修正動議のカードによる採択) 賛成が多く採択された。

(修正案に基づく審議に入る) 最低月2回に關しての審議

(質問) 出席率はどうなるのか? (報告義務があるのか)

(定款細則委員会) 標準ロータリークラブ定款第9条でこの修正案が採択された場合でも変化はない。

☆ (賛成) 入会を促進することになるので賛成。

(反対) 日本、個別ではなく包括的に変え、クラブに任せる事は、上位規定を下位規定で例外を射止めることは問題があると認識している。英米法とドイツ法での違いがあろうとも、試験的プログラムで来年6月30日まで実施される中で、その結論を待たずにCOLで決定することに反対。

☆ (賛成) 毎週の例会を維持しようとしているクラブには全く関係の無い議案であり、新しいクラブが今後どのように「選択」をするかが問題であり、柔軟性を持たせる事によってクラブの活力を拡大することができるので賛成である。

☆ (反対) これまで築いてきた価値は「例会」を通して信頼関係、キズナを深めてきた。例会を毎週開催するべきである。

(賛成) 16-21が採択されなければロータリーの未来が危うくなる。試験的プログラムの結果は柔軟性を与えることで、会員の拡大に寄与する結果になっている。地域によってふさわしい例会の開催頻度を実現する柔軟性を与えるべき。

(反対) ドイツ、修正案で例会頻度が追加されたことは認められない。本来の立法案にするべき。

(賛成) フィンランド、変化をすることでよりよくなるために賛成である。ポールハリスも変化への対応を言及している。

☆ (反対) ブラジル、例会の数がすくなくなる事で問題は、会員がクラブの状況を知る機会がすくなくなる。他の会員との交流を通じて学ぶ機会がすくなくなることも問題。

☆ (賛成) ビルボイド元会長、クラブの活力が減退していることが今日のロータリーの最大の課題である。若い人たちがクラブに入会をしなければロータリーは消滅する。若い人たちにはより柔軟性を持った例会開催をするべきであり、この修正案に私は賛成である。

(一時間にわたる審議の後、採択に入る)

(修正制定案の採択) 賛成 392 反対 82 で採択



2016 年規定審議会：クラブ運営に大幅な柔軟性

今年 4 月、世界中のロータリー地区の代表議員がシカゴに集まり、ロータリーの方針の見直しを行い、クラブ運営に大幅な柔軟性を認める決定をしました。これらの決定には、例会の頻度、場所、方法、および会員種類に関する変更が含まれます。

なぜ変更が必要なのか？

一部の国や地域でロータリーが急速に成長している一方で、会員数の減少や会員平均年齢の高齢化といった問題に直面している国や地域もあります。

これまで 15 年間、ロータリーでは、会員資格、職業分類、クラブ運営に革新性を取り入れた試験的プログラムを実施してきました。これらの試験結果や会員からの報告によると、例会方法、会員資格、クラブへの参加方法などについてクラブが決定できる柔軟性が多ければ多いほど、クラブに活気が生まれ、成長する傾向にあることが分かっています。

今回の規定審議会の決定により、すべてのロータリークラブは、例会や出席、クラブの構造、会員種類について、規定審議会が承認した新しいオプションを取り入れてクラブ細則を修正することが可能となります。ただし、これらの変更を加えないことを選択するクラブは、従来と同じ方法を取り続けることができます。

例会の頻度、形式、出席に関する柔軟性

規定審議会の代表議員は、ロータリークラブ例会の運営方法に関する制約をなくすという制定案を圧倒的多数で採択し、クラブの健全さは出席率だけで決まるものではないと認識しました。RI 理事会と審議会代表議員は、クラブに以下の裁量を与えることに同意しました。

- 例会の曜日と時間を自由に決定する
- 必要に応じて例会を変更または中止する
- 奉仕プロジェクトまたは社交行事を「例会」とみなす
- 直接顔を合わせる例会、オンラインでの例会、その両方を交互に行う例会、あるいは両方の方法を同時に用いる例会（例：直接顔を合わせる例会にオンライン[ビデオチャットなど]で参加する）のいずれかを選ぶ
- 出席要件、または出席要件を満たさなかった会員の終結に関する方針を緩める（または厳しくする）

クラブは、少なくとも月に 2 回、何らかの方法で例会を行う限り、例会頻度を減らすことができます。ただし、各月の最終例会後 15 日以内に月次出席報告をガバナーに提出するという要件は変わりません。

これらの規定審議会の決定は、標準ロータリークラブ定款の現行の規定に変更を加えるものではありません。例会や出席、クラブの構造、会員種類について変更を採用することをクラブが選択する場合、クラブ細則を修正する必要があります。一方で、これらの変更を加えないことを選択するクラブは、従来と同じ方法を維持することができます。

Eクラブとロータリークラブ

例会方法に関する大幅な柔軟性を全ロータリークラブに認めることを決定した2016年規定審議会は、Eクラブと従来型クラブを区別する必要性がなくなったことを認識しました。この理由から、国際ロータリー細則と標準ロータリークラブ定款からEクラブに関する言及が削除されました。ただし、Eクラブは、オンラインのみ(または主にオンライン)で例会を開くことを強調するために、引き続き同じ名称を使い、Eクラブとしての立場を維持することができます。

会員種類に関する柔軟性

RI 細則と標準ロータリークラブ定款の規定では、「正会員」と「名誉会員」の2つの会員種類があります。クラブ細則を修正することにより、クラブは、地元のニーズに応じて新しい会員種類を追加できます(例:準会員、法人会員、家族会員など)。

- 国際ロータリーに記録され、会員への全恩典を享受できるのは、RI 人頭分担金を支払う正会員のみとなります。
- 追加の会員種類を設けるクラブは、これらの会員を「正会員」としてロータリークラブに報告すべきです。また、これらの会員の RI 人頭分担金が支払われるようにすることは、クラブの責任となります。
- クラブと地区は、これらの会員の RI 人頭分担金以外の会費(クラブ会費、地区賦課金、食事代など)、出席要件、奉仕活動への参加について独自の方針を定め、これをクラブ細則に反映させます。
- 元会員や移籍会員の入会についての要件は、各クラブの裁量で決められます。これには、現ローターアクターの入会をクラブが認めるかどうか含まれます。

ローターアクターの二重会員身分

審議会は、国際ロータリー細則を変更し、ロータリークラブ入会の資格を満たす現役ローターアクターが、ローターアクト会員であり続けると同時にロータリークラブに入会できることを認めました。

ロータリークラブ入会資格をもつ若いリーダーに、ローターアクトへの関与を維持できる方法を提供すると同時に、例会の形式と頻度に大幅な柔軟性を認めることによって、ローターアクターがロータリークラブにスムーズに移行できると期待されます。ロータリーファミリーの一員であるローターアクターは、世界市民としての意識を持ち、かつ奉仕、世界理解、平和というロータリーの目標を共有する人たちです。

クラブは今後も新会員から入会金を集めることができますか？

はい。審議会の決定により、RI 細則とクラブ定款から「入会金」が削除され、新会員は入会金を支払わなくても入会できるようになりましたが、各クラブの裁量で今後も入会金を徴収できます。クラブは、入会金(やその他の費用)に関する規定をクラブ細則に加えることができます。

一連の変更によって、ロータリーの評判やブランドが損なわれることはありませんか？

2016 年審議会で採択された制定案は、例会や会員種類に関するクラブの柔軟性を認める一方で、ロータリーの本質からの逸脱を認めるものではありません:

- ロータリアンは、事業や専門職および地域社会のリーダーであることに変わりはありません。会員の資格に変更はありません。
- ロータリーの基本的信条である「ロータリーの目的」に変更はありません。
- ロータリーの本質を表した文「リーダーのネットワークへ」「アイデアを広げる」「行動する」に変更はありません。

- 親睦、高潔性、多様性、奉仕、リーダーシップというロータリーの価値観に変更はありません。
- ロータリーの最も大切な特徴の一つである「四つのテスト」に変更はありません。

審議会による変更は、ロータリー会員の資格や資質を脅かすものではありません。むしろ、これらの変更は、第2世紀においてロータリークラブが今日的な意味を持ち続け、変化する環境に適応していく能力を与えるものです。

変更はいつ有効となりますか？

2016年7月1日に有効となります。現会員および地元の職業人や市民リーダーのニーズと関心にクラブが応えるために、クラブがどのような変更を取り入れるべきか(または取り入れないか)を、今から話し合うことをお勧めします。